

社会福祉法人 武蔵村山正徳会  
サンシャインホーム  
短期入所生活介護重要事項説明書

- 1 施設が提供するサービスについての相談窓口  
 電話 042-531-3741  
 担当 生活相談員（介護支援専門員）  
 ＊午前8：30～午後5：30まで  
 ＊ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2 短期入所生活介護施設 サンシャインホームの概要

(1) 施設の名称等

施設の名称	サンシャインホーム
所在地	東京都武蔵村山市伊奈平4丁目10番地の2
介護保険 指定番号	短期入所生活介護 東京都 第1374900171号

(2) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	計
施設長	1		1
介護職員	3		3

平成27年4月1日現在

(3) 施設の設備の概要

定員	8名			
居室	1人部屋	6室	医務室	1室
	2人部屋	1室	食堂	1室
静養室	1室2名	機能訓練室	1室	
和室	1室	会議室	3室	
浴室	一般浴室	娯楽室	6室	
	特殊浴室	ロビー	1カ所	

3 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話等でお申し込みください。

＊「居宅サービス計画の作成」を依頼しているときは、事前に介護支援専門員にご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

① ご利用者のご都合でサービス利用契約を終了するとき

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下のときは、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ご利用者が介護保険施設に入所したとき
- ご利用者がお亡くなりになったとき
- 介護保険給付でサービスを受けているご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援1～2と認定されたとき

4 料金

1 基本料金

※自己負担1割（自己負担2割）

（多床室）

（円）

	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額
要介護度1	6,445	645（1,289）
要介護度2	7,138	714（1,428）
要介護度3	7,840	784（1,568）
要介護度4	8,532	854（1,707）
要介護度5	9,204	921（1,841）

※上記基本料金には、基本単位分その他、機能訓練体制加算、夜勤職員配置加算を含みます。

※看護体制加算、サービス提供体制加算、個別機能訓練加算、在宅中重度受入加算、療養食加算、送迎加算、介護職員処遇改善加算は含まれていません。

（上記料金に加えて算定する場合があります）

（個室）

（円）

	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額
要介護度1	6,239	624（1,248）
要介護度2	6,931	694（1,387）
要介護度3	7,633	764（1,527）
要介護度4	8,325	833（1,665）
要介護度5	8,997	900（1,800）

※上記基本料金には、基本単位分その他、機能訓練体制加算、夜勤職員配置加算を含みます。

※看護体制加算、サービス提供体制加算、個別機能訓練加算、在宅中重度受入加算、療養食加算、送迎加算、介護職員処遇改善

加算は含まれていません。

(上記料金に加えて算定する場合があります)

2 送迎代

片道あたりの利用料金は¥1,900です。ただし、介護保険適用時の自己負担は1割負担¥190、2割負担¥380です。

3 滞在費

1日あたり、個室 1,150円 ・多床室 840円です

4 食費

1日あたり、1,380円です

\*なお、世帯全員が市町村民非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用時の滞在費、食費の負担が減額される場合があります。

5 日常生活支援費

\*内容は以下のとおりで実費徴収となります。

- ・ご利用者の嗜好に基づいた日用品、衛生用品の購入に係る費用。
- ・ご利用者の嗜好に基づいた飲食物の購入に係る費用。
- ・個人の希望による外出に係る費用。
- ・参加者を募っての行事、活動に係る費用。
- ・療養食、理美容費。
- ・クラブ活動参加費
- ・個人が持ち込んだ電気製品に係る電気代。
- ・その他、ご利用者が嗜好として求めるものであり、施設が準備すべきではないもの。

5 施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

要介護認定を受けられた高齢者及びそのご家族が安心して生活を営む事ができることを目的とし、高齢者が明るく・自由に・楽しく・尊厳を持って生きることがを支援します。特に、認知症の方にも支援を惜しみません。

(2) サービス利用のために

事項	有無	備考
男性介護職員の有無	有	1名
従業員への研修の実施	有	施設内外での研修の実施及び参加
サービスマニュアルの作成	有	業務マニュアル・事業計画書等
身体的拘束のルール	有	厚生労働省の示すガイドラインによる

### (3) 施設利用に当たっての留意事項

- 面会  
面会時間の決まりはありませんが、他のご利用者に迷惑がかからないようお願いいたします。
- 外出、外泊  
基本的に自由ですが、食事予定を止めたり、薬の準備等がありますので早めにご連絡下さい。また、ご利用者の体調等により中止をお願いすることもあります。
- 飲酒、喫煙  
基本的に自由ですが、ご利用者の中に医師等の指示で飲酒ができない方が入居されているときは、制限をさせていただきます。喫煙は、決められた場所をお願いいたします。
- 設備、器具の利用  
ご利用者のための設備等のご自由にお使い下さい。
- 金銭、貴重品の管理  
ご利用者・代理人からのご希望で管理を致します。貴重品等は施設長の管理となります。
- 所持品の持ち込み  
施設内には、あまり所持品を管理する場所がありませんので、できる限りご家族・代理人等で管理をお願いいたします。
- 宗教活動  
他のご利用者へ迷惑がかからなければ自由です。
- ペット  
禁止をお願いいたします。

## 6 秘密保持

- (1) 施設及び同職員は、サービス提供をする上で知り得たご利用者・代理人及びその他のご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) ご利用者又は代理人は、ご利用者の介護老人福祉施設サービス計画作成のため、及び退所時の居宅介護計画作成のため、他の居宅介護支援事業者・サービス提供者・サービス担当者会議においてご利用者・代理人及びその他のご家族の個人的情報を用いることに同意します。

## 7 賠償責任

- (1) 施設は、サービスの提供にともなって、施設の法的根拠のある責めに帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼしたときは、ご利用者に対してその損害を賠償します。
- (2) ご利用者及び代理人は、サービスの利用にともなって、ご利用

用者・代理人又はその他のご家族の責めに帰すべき事由により、他のご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼしたとき、施設の運営・財産等に損害を及ぼしたとき、同職員の生命・身体・財産に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償します。

## 8 緊急時の対応

施設は、ご利用者の健康状態が急変したとき、その他必要なときは、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに医師への連絡等必要な処置を行います。

ただし、費用に関してはご利用者・代理人又はその他のご家族の負担となります。

## 9 サービス内容に関する相談・苦情

### ①介護保険相談・苦情係

担当者 理事長 笹本 文子  
運営統括理事 笹本 悦弘  
電話 042-531-3741

### ②第三者委員

担当者 板垣 力 板垣税務会計事務所  
電話 042-572-0803  
澤田 直宏 希望法律事務所  
電話 042-528-8131

### ③その他

市民総合センター 高齢福祉課 電話042-590-1233  
東京都国民健康保険団体連合 電話03-6238-0177

## 10 非常災害対策

- ・防災時の対応 防災計画による
- ・防災設備 自動通報システム・スプリンクラー・温度感知器・煙感知器・屋内消火栓・消火器等設置
- ・防災訓練 毎月1回以上（訓練内容は消防署へ提出）
- ・防火責任者 大槻 満

## 11 法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 武蔵村山正徳会  
代表者役職・氏名 理事長 笹本 文子  
本部所在地 東京都武蔵村山市伊奈平4丁目10番地の2  
電話番号 042-531-3741

定款の目的に定めた事業

第一種社会福祉事業

特別養護老人ホーム

サンシャインホームの設置経営  
サンシャインホームⅡの設置運営

第二種社会福祉事業

老人デイサービス事業

サンシャインホーム デイサービス  
センター

老人デイサービスセンター

緑が丘高齢者在宅サービスセンター  
村山団地デイサービスセンター

老人短期入所事業

サンシャインホーム

認知症対応型高齢者

サンシャインホーム

共同生活援助事業

老人居宅介護等事業

サンシャインホームヘルパーステー  
ション

障害福祉サービス事業

居宅介護 サンシャインホームヘル  
パーステーション

移動支援事業

サンシャインホームヘルパーステー  
ション

保育所

つむぎ保育園

公益を目的とする事業

居宅介護支援事業

サンシャインホーム ケアマネジメ  
ントセンター

地域包括支援センター

武蔵村山市緑が丘地域包括支援セン  
ターの受託経営

施設・拠点等

特別養護老人ホーム 2カ所

短期入所生活介護 1カ所

通所介護 3カ所

訪問介護 1カ所

介護予防支援事業者 1カ所

居宅介護支援事業者 1カ所

高齢者グループホーム 1カ所

保育所 1ヶ所

平成 年 月 日

短期入所生活介護利用にあたり、利用者及び代理人に対して重要な事項を説明しました。

サービス提供者

所在地 東京都武蔵村山市伊奈平4丁目10番地の2

名称 サンシャインホーム

説明者 生活相談員 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面により、サービス提供者から短期入所生活介護利用についての重要事項の説明を受け、同意しました。

ご利用者

住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人

住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印